

00972

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサ國定規格<sup>5</sup>A判

昭和十五年八月十六日

第千百五十七號

金曜日

## 告示

◆鳥取縣告示第六百四十二號

昭和十五年度麥原種左記ノ通配付ス

昭和十五年八月十六日

鳥取縣知事 副見喬雄

品種	名	配付數量
裸麥コビンカタギ一號	大麥瑞穗二號	四石
裸麥コビンカタギ一號	小鷄二號	六〇〇

00973

小麥伊賀筑後三號

二二九〇

小麥農林二五號

四五七〇

小麥農林四號

四一二〇

計

二七二八〇

## ◆鳥取縣告示第六百四十三號

菜種種子配付規程第三條ニヨリ本年配付すべき菜種種子數量左ノ通配付ス

昭和十五年八月十六日

品種名  
農林四號  
朝鮮  
二石斗六升  
數量  
副見喬雄大計  
菜種農林四號  
朝鮮  
二石斗六升  
四〇〇〇  
一、三  
七、三  
六〇〇

鳥取縣知事

副見

喬雄

00976

## ◆鳥取縣告示第六百四十四號

米穀現在高調查員左ノ通囑託解囑セリ

昭和十五年八月十六日

鳥取縣知事 副見喬雄

囑託者

解囑者

擔當調查區域

職務執行ノ場所

囑託解囑年月日

守部重延

出井次郎義春

八頭郡國中村

八頭郡國中村役場

昭和十五年八月十日

杉本貴明

河上正信

東伯郡八橋町

東伯郡八橋町役場

同

喬雄

◆鳥取縣告示第六百四十五號  
昭和十五年八月十三日左記ノ者ニ對シ動力糾摺業免許證再下附セリ依テ同日以後舊番號ニ依ル免許證ハ無効トス

昭和十五年八月十六日

鳥取縣知事 副見喬雄

新免許證番號

舊免許證番號

住

所

氏

名

一、二七三

一、一九一

東伯郡灘手村大字別所四百八拾三番地

伊垢離武義

## ◆鳥取縣告示第六百四十六號

昭和十五年八月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

產婆名簿登録取消者左ノ如シ

00977

## 住所

鳥取縣鳥取市立川町三丁目六四六五番地秋本清太郎方

昭和十五年八月一日大阪市北區都島南通二丁目七番地へ轉住ニ依リ昭和十五年八月五日付名簿取消方出願昭和十五年八月八日取消

山 田 喜 美

## 住所

鳥取縣西伯郡和田村三四六一一番地

昭和三年五月十七日死亡ニ因リ昭和十五年八月三日名簿取消方出願昭和十五年八月八日取消

安 次 見 喬 雄

## ◆鳥取縣告示第六百四十七號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十五年八月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

記 號	被保險者證番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル年月日	無効トナリタル年月日	備考
八をい	六 大石 富次	八頭郡若櫻町岡田小割製材所	二、三、一二一五、六、一			
鳥なわ	七九 井上 正男	鳥取市東品治町因幡製材株式會社	一四、一、二四一五、七、二五			
鳥なな	二〇 今井 正行	鳥取市川端一丁目中島機械製作所	一四、四、七一五、五、一			
鳥いな	二九 横山 吉爲	鳥取市川外大工町原鐵工所	一四、五、一二一五、六、一			
鳥いな	八かき 東め	鳥取市東品治町河原村製材所	一三、九、一四一四、一二、一五			
鳥いな	七〇 有本 博巳	鳥取市東品治町明治機械製作所	一三、七、一六一五、六、一			
同	五六 竹内枝萬藏	同	一三、六、二八一五、三、七			

同 四三 須崎 東雄 同

◆鳥取縣告示第六百四十八號

東伯郡東鄉川右岸左記舊堤敷ノ一部ハ今回其ノ公用ヲ廢止ス

昭和十五年八月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 東鄉川筋右岸東伯郡東鄉村大字田畑字田中地内一六八番地先ヨリ二六一番地先ニ至ル舊堤塘敷  
一畝二十八步(關係圖面ハ鳥取縣廳保管)

# 事變特報



彙

報

第六十七號

舉國一致

盡忠報國

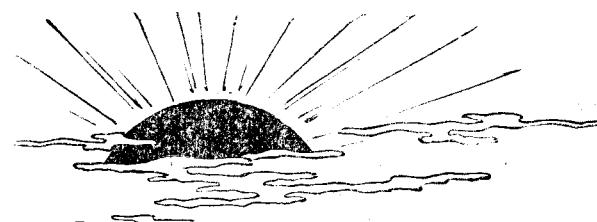
堅忍持久

## 次 目

### 御歷代天皇御追號讀法勅定

九頁

- 本秋より實施される國民體力法（上）……（學務課）一五頁  
 我國本年度農林水產物增產計畫……（規畫課）一九頁  
 家屋賃貸價格調查の援助……（地方課）二二頁  
 近時のスパイと防諜……（特高課）二三頁  
 本年度上四半期の本縣貯蓄增加額……（時局課）二七頁  
 稲熱病（イモチ）について……（農產課）二八頁  
 家庭用砂糖の配給について……（商工課）三一頁  
 縣立青年學校教員養成所移轉に決定……（社會教育課）三二頁  
 廢品回収に徹せよ……（時局課）三三頁  
 歸鄉後死歿軍人の遺族援護について……（社會課）三六頁  
 消化器傳染病の豫防……（衛生課）三七頁  
 在滿の本縣勤労奉仕隊より……（社會教育課）四〇頁



## 御歷代天皇

### 御追號讀法勅定

千六百年の佳き年に際しましてこれを統一することとなり、關係官及び學者を集めて協議會を開催し、第一代神武天皇より第一百二十三代大正天皇までの御追號讀法を統一して、去る七月五日に勅裁を仰いで決定せられました。從つて今後改訂せられる國定教科書に於ても訂正せられるわけでありまして、御追號の稱へ方は向後この基準に従ふべきものであります。

御歷代天皇の御追號讀法につきましては從來必ずしも統一せられて居らす、また正規の手續による決定も行はれてゐませんでした。明治初年に文部省當局が教學上の必要からこれを決定し、その後數回の變遷を経て現行國定教科書の讀法となつてゐるのであります。しかし一方宮内省諸陵廟の陵墓要覽をはじめ、同省の慣例の讀法もありまして決して一致してゐたわけではないのでありました。しかし、かくては國體明徵のうへからも洵に恐れ多いことありますので、宮内省では紀元二

第一代	神武天皇
第二代	絆靖天皇
第三代	安寧天皇
第四代	懿德天皇
第五代	孝昭天皇
第六代	孝安天皇
第七代	孝靈天皇

金の死をやまめさせう

第一代	孝元天皇	第二十代	安康天皇
第二代	開化天皇	第二十一代	雄略天皇
第三代	崇神天皇	第二十二代	清寧天皇
第四代	景行天皇	第二十三代	顯宗天皇
第五代	垂任天皇	第二十四代	仁賢天皇
第六代	成務天皇	第二十五代	武烈天皇
第七代	仲哀天皇	第二十六代	繼體天皇
第八代	應神天皇	第二十七代	安閑天皇
第九代	履中天皇	第二十八代	宣化天皇
第十代	仁德天皇	第二十九代	欽明天皇
第十一代	反正天皇	第三十代	敏達天皇
第十二代	允恭天皇	三十一代	用明天皇
第十三代	天皇	三十二代	崇峻天皇
第十四代	天皇	三十三代	推古天皇
第十五代	天皇	三十四代	舒明天皇
第十六代	天皇	三十五代	極明天皇
第十七代	天皇	三十六代	孝德天皇
第十八代	天皇	三十七代	智明天皇
第十九代	天皇	三十八代	齊明天皇
第二十代	天皇	三十九代	弘文天皇
第二十一代	天皇	第四十代	武明天皇
第二十二代	天皇	第四十一代	持明天皇
第二十三代	天皇	第四十二代	明天皇
第二十四代	天皇	第四十三代	明明天皇
第二十五代	天皇	第二十六代	文明天皇
第二十六代	天皇	第二十七代	武明天皇
第二十七代	天皇	第二十八代	明天皇
第二十八代	天皇	第二十九代	天皇
第二十九代	天皇	第三十代	天皇
第三十代	天皇	第三十一代	天皇
第三十一代	天皇	第三十二代	天皇
第三十二代	天皇	第三十三代	天皇
第三十三代	天皇	第三十四代	天皇
第三十四代	天皇	第三十五代	天皇
第三十五代	天皇	第三十六代	天皇
第三十六代	天皇	第三十七代	天皇
第三十七代	天皇	第三十八代	天皇
第三十八代	天皇	第三十九代	天皇
第三十九代	天皇	第四十代	天皇
第四十代	天皇	第四十一代	天皇
第四十一代	天皇	第四十二代	天皇
第四十二代	天皇	第四十三代	天皇
第四十三代	天皇	第四十四代	天皇
第四十四代	天皇	第四十五代	天皇
第四十五代	天皇	第四十六代	天皇
第四十六代	天皇	第四十七代	天皇
第四十七代	天皇	第四十八代	天皇
第四十八代	天皇	第四十九代	天皇
第四十九代	天皇	第五十代	天皇
第五十代	天皇	第五十一代	天皇
第五十一代	天皇	第五十二代	天皇
第五十二代	天皇	第五十三代	天皇
第五十三代	天皇	第五十四代	天皇
第五十四代	天皇	第五十五代	天皇
第五十五代	天皇	第五十六代	天皇
第五十六代	天皇	第五十七代	天皇
第五十七代	天皇	第五十八代	天皇
第五十八代	天皇	第五十九代	天皇
第五十九代	天皇	第六十代	天皇
第六十代	天皇	第六十一代	天皇
第六十一代	天皇	第六十二代	天皇
第六十二代	天皇	第六十三代	天皇
第六十三代	天皇	第六十四代	天皇
第六十四代	天皇	第六十五代	天皇
第六十五代	天皇	第六十六代	天皇
第六十六代	天皇	第六十七代	天皇
第六十七代	天皇	第六十八代	天皇
第六十八代	天皇	第六十九代	天皇
第六十九代	天皇	第七十代	天皇
第七十代	天皇	第七十一代	天皇
第七十一代	天皇	第七十二代	天皇
第七十二代	天皇	第七十三代	天皇
第七十三代	天皇	第七十四代	天皇
第七十四代	天皇	第七十五代	天皇
第七十五代	天皇	第七十六代	天皇
第七十六代	天皇	第七十七代	天皇
第七十七代	天皇	第七十八代	天皇
第七十八代	天皇	第七十九代	天皇
第七十九代	天皇	第八十代	天皇
第八十代	天皇	第八十一代	天皇
第八十一代	天皇	第八十二代	天皇
第八十二代	天皇	第八十三代	天皇
第八十三代	天皇	第八十四代	天皇
第八十四代	天皇	第八十五代	天皇
第八十五代	天皇	第八十六代	天皇
第八十六代	天皇	第八十七代	天皇
第八十七代	天皇	第八十八代	天皇
第八十八代	天皇	第八十九代	天皇
第八十九代	天皇	第九十代	天皇
第九十代	天皇	第九十一代	天皇
第九十一代	天皇	第九十二代	天皇
第九十二代	天皇	第九十三代	天皇
第九十三代	天皇	第九十四代	天皇
第九十四代	天皇	第九十五代	天皇
第九十五代	天皇	第九十六代	天皇
第九十六代	天皇	第九十七代	天皇
第九十七代	天皇	第九十八代	天皇
第九十八代	天皇	第九十九代	天皇
第九十九代	天皇	第一百代	天皇

第五十六代 清和天皇  
 第五十七代 陽成天皇  
 第五十八代 光孝天皇  
 第五十九代 宇多天皇  
 第六十代 醒醐天皇  
 第六十一代 朱雀天皇  
 第六十二代 冷泉天皇  
 第六十三代 圓融天皇  
 第六十四代 村上天皇  
 第六十五代 花山天皇  
 第六十六代 一條天皇  
 第六十七代 三條天皇

第六十八代 後一條天皇  
 第六十九代 後朱雀天皇  
 第七十代 後冷泉天皇  
 第七十一代 第七十二代  
 第七十三代 第七十四代  
 第七十五代 第七十六代  
 第七十七代 第七十八代  
 第七十九代 第九十二代  
 第九十三代 第九十四代  
 第九十五代 第九十六代  
 第九十七代 第九十八代  
 第九十九代 第一百代  
 第百一代 第百二代  
 第百三代

第八十代 高倉天皇  
 第八十一代 安德天皇  
 第八十二代 德天皇  
 第八十三代 天皇  
 第八十四代 順德天皇  
 第八十五代 土御門天皇  
 第八十六代 後鳥羽天皇  
 第八十七代 仲恭天皇  
 第八十八代 後嵯峨天皇  
 第八十九代 後堀河天皇  
 第九十代 後深草天皇  
 第九十一代 後宇多天皇

第九十二代 伏見天皇  
 第九十三代 後二條天皇  
 第九十四代 後伏見天皇  
 第九十五代 後花園天皇  
 第九十六代 後醍醐天皇  
 第九十七代 後村上天皇  
 第九十八代 長慶天皇  
 第九十九代 後龜山天皇  
 第百一代 後小松天皇  
 第百二代 後花園天皇  
 第百三代 後土御門天皇

第一百四代	後柏原天皇	第一百六代	桃園天皇
第一百五代	後奈良天皇	第一百七代	後櫻町天皇
第一百六代	正親町天皇	第一百八代	後陽成天皇
第一百七代	後水尾天皇	第一百九代	明正天皇
第一百八代	後光明天皇	第一百十代	後光明天皇
第一百九代	靈元天皇	第一百十一代	後西天皇
第一百十代	東山天皇	第一百十三代	中御門天皇
第一百十一代	櫻町天皇	第一百十四代	天皇
第一百十三代	天皇	第一百十五代	天皇
第一百十四代	天皇	第一百二十二代	明治天皇
第一百十五代	天皇	第一百二十三代	大正天皇
		第一百二十一代	孝明天皇
		第一百二十二代	光格天皇
		第一百二十三代	仁孝天皇
		第一百二十一代	孝明天皇
		第一百二十二代	光格天皇
		第一百二十三代	仁孝天皇



## 本秋より實施される

### 國民體力法

【上】

#### 一、國民の力と國家の興亡

一國の興亡は其の國民の質實剛健なる心身を有する者の増減に正比例すると云ふことは千古不磨の鐵則である。即ち國民の體力は國家の活動力の源泉であつて、國民體位の向上を圖つて強健な國民を多數作り上げることは國家として第一の責務であり國家百年の大業でなければならぬ。殊に現存の我國が國家の總力を擧げて邁進してゐる新東亞の建設と云ふ大聖業を遂行する爲には、國民體力の向上がその根幹となるのである。

然るに現在に於ける我が國民の體力はどうかと云ふに、國家の強弱を測定すべき尺度といはれる死亡率は年と共に次第に低くなつて來て人

口千人に付ては略二十人余となつては居るが、しかし歐米諸國の死亡率の十人内外に比べると倍以上でありまだ遙に高い状態にある。又出生率は大正九年を頂點として漸次低下の傾向にあるが、特に事變の勃發以來急激に減少して居り壯年の死亡者は増加して居るから勞働力が自然不足して各人の勞働も過重となる結果、青少年の身體は次第に蝕まれ虛弱化する状態になるのであつて、この現状に對しては今日國家としてこれを根本的に改善しなければ我國の將來に於て憂慮すべき重大事態に立至る虞のあることは勿論延いては新東亞建設の聖業達成にも大なる障礙となるのである。

これに對處するためには國家としてもこれまで種々の方策が講ぜられた。即ち栄養の合理的改善、體育運動の奨励、保險施設の擴充、勞働條件の改良など枚舉に遑のない位である。しかしこれらの機能を眞に發揮せしめるにはさらに深く國民體力の實相を把へることが先決問題であるから、一刻も早く國民體力の狀況を適確に掲

み、これに對應する積極的な方策を樹てることは、我國の將來に思ひを竭す者の痛切なる要求であらねばならない。

元來、國民各自がその健康に留意し、進んで體力強化に努めることは、單に一身一家の繁榮幸福のためばかりでなく、眞に國家の一員としての名譽ある活動をなすべき基礎を確立する點に深い意義が存するわけである。

今春四月公布せられた「國民體力法」は、この觀點に立つて國家が家庭と協力して我國民の體力向上を圖る爲に制定せられたものであつて、全國約三千萬に達する未成年者の體力を國家が検査し管埋して、疾病を豫防し死亡による人口の數的減少を防ぐと共に、體力向上の方策を講じてその質的改善を圖らうとするものである。

## 二、體力管理の方法

この國民體力法は國家の力によつて我國民の體力を向上させる爲に國民の體力を管理しようといふのである。

## 古來、我が國には固有の美風として家族制度

といふものがあつて、親がその子の心身について責任を以て保護監督することが慣習として傳統されて居り、さらにこの基調の上に立つて民法上の義務ともされてゐるのであるが、これを國民體力向上の見地から一層強化し、もし親権者がその義務を履行し得ない場合には國家自らの手によつて其の目的を果さうとするのである。

詳しく述べ先づ第一に國家は將來性に富む未成年者に對して一齊に體力検査を施行する。そして、この検査を受けさせる義務を親権を行ふ者に課するのである。これは未成年者の體力の現状を明らかにしてこれに指導を與へ、親権を行ふ者にその監護義務を完全に履行させようといふのであつて、一面これによつて國民體力の實相をしり、對策樹立の基礎としようといふのである。

第二にこの體力検査の結果必要と認めた者に對しては地方長官は體力向上に關する指示を與へ、又は療養に關する處置命令を發する。この

場合もし親権を行ふ者が費用を出す能力がなくその處置命令を履行することが出來ない場合には國家の機關に於て指導させる。

## 三、被 管 理 者

國民體力法によつて體力を管理される者即ち被管理者は、帝國臣民にして未だ成年に達せざる者即ち未成年者である。

理想から云へば國民全部の體力を管理するこどがよいのであるが、一億にのぼる國民全部の體力を一齊に検査することは事實上困難であつてどうしても一定の範圍に限定する必要がある

そして限定するとなれば未成年者を對象とすることが最も適當と考へられる。といふのは、わが國の乳兒の死亡率は人口千に付一・一四であつて今日なほ歐米諸國のそれより二倍以上の高率である。次に結核の死亡率如何を見るに特に活動力に富む青少年が最も高く、殊に最近般賑産業に吸收される青少年が激増し本縣に於ける結核病死者の三分の一は之等の出稼青少年であり其の他の三分の一は家族朋友である結果、

## 四、體力検査の實施

### 一、體力検査を受けねばならぬ者

原則として未成年者は毎年一回この體力検査を受けねばならぬ者即ち被管理者であるが、併し未成年者の全部は三千余萬人に達するので本年からすぐその全部に實施することは設備其他の準備等の點から到底不可能である。仍て當分の間は其の年の検査を受くべき者の範圍は勅令を以て定められることになつて居り、本年はさしあたり満十七歳から満十九歳までの男子即ち大正九年十二月二日から大正十二年十二月一日迄に出生した者が検査を受けることになつてゐるが、この範圍は年を遂ふて擴げられる。

尙すべての未成年者中左に掲げる者はこの體力検査を受けなくても可いことになつてゐる。

### 1 本制度施行區域外に在る者

### 2 現に兵籍に編入せられ居る者

### 3 陸海軍の學校に在學中の者

乍併本制度に定める體力検査を施行することの困難な被管理者、例へば刑務所に拘禁中の者、労役場に留置中の者、矯正院や少年教護院に收容中の者、監置精神病者、結核療養所とか療養所等に入所中の者等に對しては、普通の者と同様な體力検査を施行することは困難であるから、それ等の者に對してはその長に於て管理醫をして検査し、尙疾病にて検査を受くる事能はざる場合は其の旨検査施行者に届出其の療養場所に於て検査を受けることにならう。

### 二 検査を施行する者

體力検査は原則として市町村長が管掌する。

そして本制度では本籍地主義に依らないで現住地主義を採用されてゐるから、市町村長は其の市町村に本籍を有する者は勿論他の市町村に本

籍を有する者でもその市町村内に現住する被管理者であれば其の全部に對して體力検査を施行するのである。しかし被管理者が相當多數集團してゐる所では一括して其處で體力検査を行ふことになつてゐる。即ち

- 1 學校（主として夜間開設される學校を除く）の校長
- 2 銀行、會社、工場、事業場（その年に體力検査を受くべき被管理者を四十人以上使用してゐる場所）の事業主又は管理人
- 3 檢査を受けさせねばならない者

被管理者は未成年者であるから、この未成年者に體力検査を受けさせねばならぬ者即ち義務者が定められてゐる。それは

### 1 保護者

### 2 教育又は監護の目的を以て被管理者を寄寓せしめてゐる者

### 3 被管理者を使用する目的を以て寄寓せし



## 我國本年度

### 農林水產物增產計畫

むる者である。そして之等の義務者はその年の體力検査を受くべき者があるときはその旨を指定された期日迄に被管理者の居住する市町村長に届出ねばならぬ。前にも云ふやうに體力検査は現住地で受けさせることになつてゐるので、該當者の調査は戸籍簿に依ることが出来ないから、之を届出によつて市町村長の事務的調査と相俟つて検査漏を防止することになつてゐる。但し學校長又は事業主が體力検査を施行する場合は該當者の調査が容易であり届出は不要である様思料せらるゝも被管理者にして地方長官より検査を命ぜられたる事業場、商店、工場に使用せらるゝ者は其の事業を附記して居住地市町村長に届出する様にならう。

(未 完)

さきにこの事變特報に於て數回に亘り本縣の本年度農產物增產計畫について記述しましたがこれは農林省に於て全國的に計畫せられてゐる農林水產物增產計畫に基いて、本縣に割當てられた増產計畫であります。縣民各位は國家としての增產計畫の全貌を知ると共に、本縣の計畫がその一環として如何に重要であるかを考慮せられて、種々の原材料肥料飼料農機具等の不足をも克服しつゝありませうか。左にその概説を試みることと致します。縣民各位は國家としての增產計畫に邁進し、新東亞建設の大業に協力して銃後の

重任分擔に當られんことを希望して止みません。農林省で計畫せられてゐる農林水產物增産計畫は、刻下の急務とせられてゐる國民全般の主食料品、軍需品國際收支の改善に資する爲の、輸出品等の増産を企圖するものでありまして、特に米、麥、甘藷、馬鈴薯、麻類、蠶糸類、畜產物水產物の増産に主力を注ぎ、各府縣に對して増産目標を明示して其の達成を期して居るものであります。先づ農產物中國民の主食品として重要な

「米穀」は全國道府縣を通じて三百五十三萬五千石の增産を計畫し、基準數量六千七百四十六萬五千石と合せて七千百萬石の收穫を擧げるこれを目標として居ります。この爲に今農林省が行つてゐる對策としましては、耕種法の改善、多收品種の配給、病虫害の防除、自配肥料の改良増産、耕地の擴張改良事業等の獎勵助成が行はれてゐます。次に「小麥」については本年度に千三百萬石の收穫を期して居り

「木炭」は工礦業用、自動車用等の增加に伴つて生産の擴充はいよいよ急務となつて來ましたので、十五年度には普通木炭とガス用木炭とを合せて一億九千七萬貫の増産、基準數量と合せて本年の目標は八億四千七萬貫となつて居ります。また畜產物のうち

「牛」は牛肉及び牛皮は軍需用に、又乳製品は輸出用に供せられて居りますが、同時に畜力利用は農村として缺くべからざるものであり、また肥料補給のためには牛の育成は大きな意味を持つて居ります。

「豚」もまた同様に重要な家畜であり、「綿羊」「家兔」は毛及び毛皮の需要が年々増加し

「鶏」は國民食糧とし或は輸出品として重要度を加へ、その増殖と共に產卵の増加を圖つてゐます。

「水產業」の發達は四邊海に圍まれた海國日本として當然のことであります。近年の發達ぶりは目覺しいものがあり、斷然世界第一位とし

「大麥」及び「裸麥」は十五年度蒔付十六年度收穫のものについて、增產數量百九萬七千石で基準數量千二百九十一萬五千石と合せて千四百一萬二千石の收穫を期待してゐます。また「甘藷」は基準數量九億三千四百萬貫餘と増產數量三億四千七百萬貫餘とを合せて十二億八千百萬貫餘

「馬鈴薯」は基準數量四億五千七百萬貫餘、增產數量一億九千四百萬貫餘、計六億五千百萬貫餘の生産目標を樹て、居ります。又麻類のうち「苧麻」は一千萬斤

「大麻」は二千四百萬斤

「亞麻」は一億五百萬斤をそれぞれ目標として各府縣の氣候風土に應じてこれを割當て、種苗の育成、優良種の配給等を行つてゐます。

「蠶糸類」の增産は國際收支の改善といふ上から致しまして米穀と對立して別箇の重要性を持つものであります。又その生産の生産目標は九千三百萬貫に及んで居ります。

次に林產物のうち特に

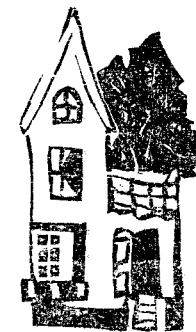
て誇るに足るわが國の重要な産業であります。しかしその漁獲物は國民全般の食料品となるだけなく種々の加工が施され、或はフイッシュユミールとして或は罐詰や冷凍として、或はまた魚油として海外に輸出せられ、わが國際收支の改善に非常に大きな役割を持ち、その輸出品は一億數千萬圓に上つて主要輸出品の第三位を占めて居ります。

米が農產物の大關であるやうに魚は水產物の大關であります。農村民が土を耕して居るとき漁村民は海を耕して量り知れぬわが四邊の海洋資源を開拓して居るのであります。その水產物の加工は古來わが國獨特のものがありまして鱈節、蒲鉾、淺草海苔、佃煮、鹽辛など特殊の發達を遂げて來たのであります。その水產物に罐詰と冷凍の方面に於ても大きな躍進をとげて參りました。今後の研究に俟つべきものには水產物を原料とする油脂工業や皮革工業がありますが、これ等水產物の開發は原料資源に乏しいわが國に與へられた重要な資源といふべきで

ありませう。

政府はこれ等の重要性に鑑みまして、本年度には魚類千六百七十五萬貫餘、貝類百九十八萬貫餘、藻類二百二十九萬貫餘の増産を見込み、これに對する各種の施設を行つてゐます。たゞへば漁業用飼料の購入助成、漁巢普及助成などはその一斑を示すものであります。農山村に鯉類、公魚、鱒などの養殖増殖を奨励して居ります。

### 家屋賃貸價格調査の援助

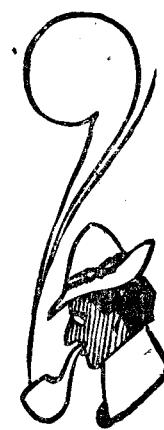


今回、中央地方を通ずる税制改正の一部として家屋税法が公布せられ、これが課税標準たる家屋の賃貸價格を新たに今明兩年年度中に税務官廳に於て調査せられることになつて、既に着

手の運びに至つて居るさうである。この事業は實に土地賃貸價格調査に比肩すべき大事業であつて、其の實績如何は一般國民の利害休戚に關係する處極めて大なるものがあるので官民協力して圓滿に所期の目的を達成しなければならないものであつて、中でも市町村當局は從來家屋の賃貸價格を調査して來てゐる關係上今後税務官廳から協力を求められる場合も甚だ多いことと思はれる。

就ては、今回の改正に依つて家屋税は一應國稅として徵收せられることになつて居るけれども、その收入は總て還付稅として徵收地府縣に還付せられることとなるものであつて、且つ府縣及び市町村は之に對して附加稅を課する關係上其の消長は直接に地方財政に影響することが少からぬ事情もあるから、この税務官廳の調査に對しては充分援助して、出來る限り便利を圖るやう配意せられたいものである。

○ ○ ○



### 近時のスペイと防諜

#### ◆ 戰爭とスペイ

近頃我國に對する外國の諜報や謀略機關の活動が激烈となつて來たので、軍部及び司法當局では七月二十七日全國一齊に外國諜報網の一部を檢舉したのであるが、同二十九日その取調中英國の某通信員が東京憲兵隊本部の三階から飛び降り自殺した事件が報せられて全國民に異常な衝撃を與へ、外國のスペイとこれに對する我が國民の防諜問題が特に取り上げられて新聞紙上の内情を詳しく述べて全國民に異常なことは戰に捷つ第一條件であるから、何れの

國でも自國の情況は極力秘匿して知らしめぬやうにし、敵國の情況は努めて之を審かにしようと全力を盡して居るのであるが、近時歐洲戰亂の進展と、東洋に波及するその影響との關係から、我が國に對する敵性第三國がいろいろな手段を用ひて我が國の内情を知悉する爲に激しく暗躍してゐることはさることと思はれるのである。然るに我が日本人はその先天的明朗性のためとにかく人を疑ふ態度が少く、何事も明るい自己の心のまゝに秘密を秘密と思はず他人に對してあけすけに語る風があり、思はず國家の不利を知らず／＼の間に漏して利敵行爲をしてゐる場合が頗る多いわけである。

しかしスペイだからとて自らスペイの看板をかけて歩いてゐるわけではなく、一見普通人を裝ふ人であり、中には自らスペイと意識しないであるから、吾々は常に注意して防諜に努めなければならぬのである。「これはこゝだけの話ですが」とか、「他の人に話して貰つては困るが」

と云ふ風な「秘密で語つた秘密」は必ず漏れるものであることは考へてゐなくてはならないのである。

#### ◆ウツカリかゝる諜報

近代戦は戦場の肉彈や兵器の戦だけでなく、思想や資源、生産などあらゆる國防要素を以て戦つてゐる。従つてこれ等の國防要素を前以て探し出したり破壊したりすることは近代戦として最も必要なわけであるから、敵及敵性國家のスパイはあらゆる手段を講じてこれの探知に憂身をやつして居るのであつて、軍情調査及び國情調査のみに伸びた彼等の魔手が、昭和三年度に合計七百二十件であつたものが、同十二年度には二千三百七十六件、今年は三千件を越すだらうと云はれてゐる。

スパイと云へば映画や小説で名高いマタ・ハリやX-27のやうな絢爛なものばかりと思ふと大間違ひで、何でもない情況調査や断片情報を集めてゐるものが頗る多いのである。

某國の船が廣島に入港した時、その船員が商

一つがいざとなれば皆利敵行爲となるものであつたさうである。

#### ◆近時のスパイ

諜報とは所謂敵國の軍情を初め經濟上の資源生産、經營等の状況を探知して本國に通報するもので普通唱へられてゐる間諜行爲であるが、その他近時のスパイ戦は宣傳や謀略の爲の暗躍が非常に多くなつてゐる。目下の状況としてはイギリス側は日本をして獨伊側に参加せしめず英國側に味方させる爲に、或は英國側の最後の勝利を反覆強調して獨伊側資源の不足をのべ、日本側は結局英國側でなければ必要資源を得ることは出來ないと宣傳する。

又最近某國人が神戸でマツチ製造業者から大量のマツチを買つたが、半面日本内地にはマツチを買占めることによつて日本國內にマツチ不足時代を起させ、「日本が戦争をやつてゐるから

國民が不自由をせねばならぬ」と云ふ反戰思想を植ゑつけやうと試みたことが判明したのであつた。

また或る外國會社は我が國に百數十の支店や出張所を持つてゐて、それをもつて軍用資源秘密保護法の指定物である非鐵金屬類の消費額現在額の調査を開始した例もあり、或る會社は商品註文の名によつて重要工場の視察を企て、當局の手で重要機械工場だけは拒否したが、結局一、五六〇回の視察を行つた事實もあるといふ。

こんな宣傳や種々の謀略も皆スパイ行爲の活動によるものであるから、國民は一般的な防諜以外常にこれに乘せられぬやう心を締めて居らねばならないのである。

#### ◆組織的合法的なスパイ

一般に近頃のスパイ戦術は、防諜の發達に伴つて非合法的なスパイ行爲は當然困難となるために勢ひ組織的に活動して合法的に情報を獲得しようとするに至つてゐるのであるから、國民

店にはいつて土產物に毛布を買ふからと云つていろいろ品物を出させ、純綿を出せと云つて散々選り散らしまた或る者は手袋を靴下をハンケチをと手わけをして無理を云つて居たが、それは店頭から日本の經濟状況を探り出さうとするスパイ行爲の一種であつた。又某國の諜報機關は議會のニュースからわが軍備豫算を検討して軍の整備状況を本國に打電した。又外國人が日本内地を旅行すると各地の繪葉書や地圖を買集め、それによつて聯隊や火薬庫、水源池や停車場等の情況調査材料に使ふ。昨年兵庫縣でドル買を檢舉して檢べて見ると、その仲間は香港在留の英國海軍武官が東京、神戸を中心に日本海軍の建艦能力を探るスパイ網の一部であることがわかつた。こんな例は實に夥しいのである。ある國際スパイ團を檢舉して見ると朝鮮の輸入統計、マグネシウムの生產消費狀況、放送局の狀況、某市に於ける石炭の貯藏狀況、大阪附近の氣象調査、東海道線のトンネル調査など十三項目がその目標として示されてゐて、その一つ

はこの合法的な行為に惑はされないで國家の機密保持に細心の注意を拂はなければならない。また宣傳にしても近頃は少しも宣傳らしくない婉曲な方法で合法的に行はれる傾向にあるから國民は充分なる心構へを以てこれを輕信することなく、國際情勢の動向に深甚の注意をする必要があるのである。

今度の檢舉で著しいことは、スパイの多くは平素親日を標榜し又は文化提携を名として日本人と接近して居るもののが、我が國人の油斷に乗じて機密を探知しようとしてゐること、單なる諜報に止まらないで宣傳と謀略に力を注いでゐる點であるといはれてゐる。そして或る者は我國現下の物資不足につけ込んでひそかに反戰氣分を煽らうとした中には宗教機關をまで利用して調査や宣傳を進めてゐるのである。



### 本年度上四半期の貯蓄増加額

政府では東亞新秩序建設のため昭和十五年度に於て百二十億貯蓄を目標に推進して居り、本縣でも亦政府の此の國策に順應して四千萬圓の貯蓄に邁進してゐるのであるが、本縣の四月か

區 分	銀行預金	無盡會社	信用組合貯金	郵便貯金	私人投資	合 計
十五年度	一、六四五、二九四	六、四七七	六、三六六	四、二、七三六	二、八〇一、〇〇〇	一、四七一、七〇〇
十四年度	九六三、三三△	元、七九五	二五二、五九二	二九六、五〇〇	一、三三〇、三〇〇	一、四七一、七〇〇
比較増減	六一、七七六	二八、三七二	三八五、〇八四	一四五、一六六		
十五年度	一、四三七、五五三	二、四三四	六六一、三三	一、二五、九〇〇	三、二七六、三六九	一、六〇九、七八八
十四年度	九六六、五五二	三、四八五	四三三、九〇六	二〇三、二〇九		
比較増減	四〇、六二二	七、九三九	三三七、四七七	九六三、七五二		

ら六月までの所謂上四半期の貯蓄は何と云つても銀行預金が一番多くて四百九十九萬九千百二十七圓であつて、昨年同期の三百二十五萬七千二百一圓に較べると實に百七十四萬千九百二十四圓の増となつて居り、其の他郵便貯金、信用組合貯金、無盡會社とも飛躍的な貯蓄増加を示してゐる。

次に本年度上四半期の貯蓄状況と、昨年同期の貯蓄状況とを示すと次の通りである。

(△ 印減)

### 守れ銃後

### 經濟法令

甚しい危險性があり、防諜の困難も生じて來るのである。従つて外國人に接觸する人への警戒も必要となるわざで、もとより外國人中にも全然信用してよい人もあるのではあるが、しかし吾々は決して油断して心を許してはならぬわけである。

要するに我が國民は官民共に一体となつて、あらゆる諜報、宣傳、謀略の行為の暗躍を防ぎ眞の日本の姿を犯されぬやう努力することが極めて大切なのである。

十五年度	一、九、六、四四六	三、四、五	六、九、九、二三〇	七、三、九、一
十四年度	一、三、六、九〇七	六、一、七三	六、三、六、〇七三	二、四、五、九七
月 比較増減	五九九、五三九△	二、七、七七	七三、一五九	九四〇、七九五
十五年度	四、九、九、二三〇	二三、三六	一、九、九、三九	三、三、七五、九九二
十四年度	三、三、五七、二〇一△	一〇、一六	二、三、四四、五八九	二、四、五、三六一
比較増減	一、七四、九四二	一三三、四五	二、五五、〇〇〇	（九、四、五、三六一）
	（一五三%）	六九五、六五九	九四、八五	（七、五七、四四八）
	（一、二八%）	一、三七九、七四	二、〇六〇、〇〇〇	（五、五三、四四八）
	（一五%）	一、三七九、七四	四九〇、〇〇〇	（三、九四〇、八三）
	（二四三%）	（一、三四%）	（一、三四%）	（一五八%）

尙ほ私人投資の内訳を示すと

國 債 六六〇 千 簡保年金 四三三 千	貯報證券 二九五 民間保險 五〇二	其他證券 六七〇 合 計 二、五五〇
----------------------	-------------------	--------------------

であつて、合計欄中の（）内は金融機關の預金增加高の合計を示したものである。



### 稻熱病

#### 種類と病状

イモチ病は稻作で最も恐ろしい病氣で、わが國では年平均約面積にして八萬町歩、減收三百萬石と推定されてゐる。

#### (イモチ)について

この病氣はイモチ病菌の空氣傳染によるものであつて、苗代時代から出穗期に至るまで發生する。大体攝氏二十六度から三十度内外の雨濕の多い時に發病することが多く、發病個所によつて次のやうに云はれてゐる。

「苗イモチ」苗代時代に出來るものでしばゞ播種後間もなく發生し、苗が黃褐色となつて枯れてしまふ。又二、三寸位に至つて葉に病斑を生することがあるが、これは五六寸位になると苗代の内部に密生して軟弱に育つた苗から發生し、黃褐色になつて枯死する。

「葉イモチ」初めは葉の裏に暗褐色の小斑點ができ、これが圓形又は橢圓形になり、後には離れたり合したりして不規則な病斑となる。それから褐色を経て灰色となり、甚しい時には全葉が褐色になつて田圃があたかも焼けたやうになることさへある。

「節イモチ」初めは節に褐色の斑點ができる。次第に黒色に變じて節一面にひろがりために程が節から折れやすくなる。

この病菌の胞子は乾燥した囊または種子について一ヶ年半位生きて居り、菌糸は五ヶ年位も生存してゐるが、水田の表面や土の中では何れも春になると死んでしまふ。故にイモチ病原菌は多く被害囊または種子について冬を越して翌年發生するものである。

なほ風雨、水流、鳥獸、農具、人畜などに依

「頸イモチ」小穗の分れ目附近に暗黒色の斑點ができ、これが追々廣がつて遂に白穗となる。またこの病氣は稻にも發生して翌年の苗イモチの一原因となるから豫防上特に注意を要する。又窒素肥料の多いところや堆肥を積んだあと、下水の流れるところ等に發生して、苗が軟弱で濃暗綠色となつたものを「肥イモチ」といひイモチ病の發生が多い。其の他旱天が續いた後雨天がつゞくと發生が多くこれを「ヒデリイモチ」と云ひ、水口附近の冷い水のために發生するものを「ミナクチイモチ」と云ひ、その他「冷イモチ」「風イモチ」等と云はれてゐるものがある。

つて傳播することがあり、特に空氣傳染では近い處は勿論隨分遠くまで飛散するから、防除については實に苦心を要するのである。

#### △ 插秧後の防除法

イモチは一たび發生すると極めて廣範圍にわたりて慘害を及ぼすものであるから、防除は部落全体が自覺的に協力して行はねばならぬ。この病害の防除については稻の全成長期間を通じて注意を要するのであるが、今插秧後の防除について述べると

#### 一 插秧時の注意

種子は必ず塩水撲を行ひ、薄蒔にして丈夫に仕立てるやうにし、また苗代附近には絶対に藁積を避けねばならぬ。そしてイモチ病にかかつた菌は直に取除いて焼き捨て、その後に新たに栽植する。

#### 二 灌排水の注意

なるべく冷水は暖めて灌漑しなければならぬ

穂孕後に灌水が不足して田面に割れ目が出来た場合には發病がここに多いがら灌水が缺乏せぬ

やうに注意し、また落水期が早いと害を受けることが多いから、被害が多い地方ではなるべく十日から二週間位遅くするがよい。又紫雲英、柴草等の綠肥を施した場合は施用後二、三週間してから二、三日排水するごとに發病が少いやうである。

#### 三 發病初期の注意

病氣の早期發見に注意し、發病株を發見したら直ちにその株を中心にして廣く刈取つて焼き棄てるか、畠地に深い穴を掘つて埋め、刈取つたあと及びその附近一帯に石灰ボルドウ液を十分に撒布する。

#### △ 防除薬剤

防除用の薬剤にはボルドウ液、王銅、クポイド、サルボイト等いろいろあるが、現在最も使用されてゐるのはボルドウ液で、また一番効果があるやうである。又クボイド、王銅等も相當使用されてゐる。

插秧後に葉イモチ發生のおそれがあるときは四斗又は六斗式の石灰ボルドウ液を一回撒布し

もし發病が相當するときは病葉を摘みとつた後に撒布する。

頸イモチの豫防としては穂孕期及び穗揃期の

二回に六斗式又は八斗式過石灰ボルドウ液、クボイドの場合は一ポンドを水一石に溶かし又は十匁式銅石礆液を撒く。

毎年發病が多い地方では分蘖期に一回四斗式又は六斗式石灰ボルドウ液を、穂孕期及び穗揃期の二回に六斗式又は八斗式過石灰ボルドウ液クボイド一石液、又は十匁式銅石礆液を撒布せねばならぬ。

薬剤を稻に附着しやすくするためには展着剤を使用するが、これには松脂ソーダ液、カゼイン石灰、リノー、ロジンソープ、ボルドウグリーン、ペントナイトなどがある。混合割合は石灰ボルドウ液一石につき松脂ソーダ液一合、カゼイン石灰一〇〇匁程度が最もよいやうである。(松脂展着剤製法は、水二升の中に洗濯曹達一二〇匁を加へて加熱溶解し、それに松脂三四〇匁を加へて煮沸溶解する)。



### 家庭用砂糖の配給について

本縣の一般家庭用砂糖八月分は、過日その配給量を決定して各市町村に通知したが、前月分は鳥取、米子兩市が一人當り八十匁、倉吉、境兩町は一人當り六十匁、その他の町村に對しては一人當り五十匁宛であつたのを、今回は舊盆を

ひかへて各家庭では特に砂糖の需要が多いことを考慮して本月は一人當り十匁づゝを増加し、倉吉、境兩町には一人當り七十匁、一般町村には一人當り六十匁に增量されてゐる。

尙、各家庭に於て殊に注意されたいことは、この砂糖の配給に關しては各世帯主から常會を通じてその配給を受くべき現住人口を申告することになつてゐるが、中にはこの申告にあたつて、出稼中であるとかその他種々の理由によつて、その月に不在である家族等現に生活を他に移して居る者の數をも合算計上して配給量の増加を企てるものもあると云ふ噂を聞くが、斯様なことでは物資の公平な配給機關としての常會活動の將來に影響するところが多いばかりでなく、現在不足して居る物資の適正公平なる配給といふことを不可能ならしめるものであつて、實に不徳極まる行爲と云はねばならぬ

この點については市町村長に於ても充分氣をつけて、嚴重に實人員を調査して過誤のないやうにすることになつてゐるが、世帯主は申告に當かりでなく、現在不足して居る物資の適正公平なる配給といふことを不可能ならしめるものであつて、實に不徳極まる行爲と云はねばならぬ

つてこのやうな不正行爲のないやうにせられたい。

又今後故意に、このやうな増配を目的とする不正な申告をしたり、或は配給機關に於て之を看過して適正ならざる配給を行つたりする者に對しては、戰時下不足物資の配給に對する自覺を促すために、止むなく配給數量を減額するとか又は配給停止をするやうになるかも知れないから、充分なる留意を希望する次第である。

×

×

×

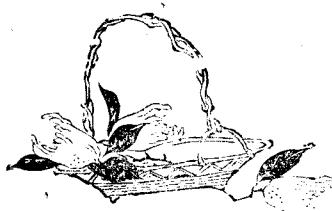


### 縣立青年學校教員養成所移轉に決定

鳥取縣立青年學校教員養成所は大正十五年以來鳥取高等農業學校に併置せられ、歴代の同校

校長を所長として之が教員養成所の完璧を期してゐたが、偶々鳥取高等農業學校に昨昭和十四年から獸醫科設置のため教室其の他の設備に餘裕がなくなつたので、縣に於ては教員養成所を獨立移轉することに決定し、昨年の通常縣會の議決を経て適地を選定中の所、岩美郡米里村三德小學校隣接地を候補地として本年六月文部省へ認可を申請中であつたが、去る七月二十九日付を以て橋田新文部大臣より認可せられたので縣ではいよいよ本格的に建築準備に着手するこゝとなつた。

事變下に於ける青年學校教育は國民の資質向上、國民の根基培養上極めて重要なものであつて、之が義務制も既に昨年より實施せられて居る次第で、其の教育指導者の完全なる養成は一日も忽せにすべからざる緊要な事項であるが只今では右の事情から已むなく岩美郡面影村大字大杭にある同養成所の寄宿舎と農場事務所以て代用校舎に充て、教育してゐる有様である本養成所の移轉に付て地元米里村が熱烈な援助



### 廢品回収に徹せよ

をして居り、殊に敷地の地均し工事等は地元民の奉仕作業に依つて着々進行を見てゐるのであるから、特別の事情がない限り本年中には移轉の完了をなす豫定である。

因に同養成所は大正七年倉吉の縣立農學校に農業教員養成所として設置せられ、同十年三月實業補習學校教員養成所となり、次で同十五年鳥取高等農業學校内に移轉し、昭和十年四月青年學校令の公布に伴つて縣立青年學校教員養成所と改稱せられ現在に至つたものである。

本縣では毎月七日を廢品回収日として回収に努めてゐますが、来る九月は特に七日を廢品回収強調日として、その強化を期することとなつてゐます。一

般家庭に於て使ひ古した廢品を蒐集し、之を適當に加工再生して新しい用途に利用するといふことは從來と雖も盛んに行はれて居つたのであります。が、事變發生以來は不足資源補填策としての廢品回収の重要性が頓に増加したのに鑑み大いに啓發宣傳を行ひました結果、一般國民の間に相當の反響を喚び可成りの効果を收め得たのであります。

然しながら廢品回収とか資源愛護とかいふ標語や催しが相當行渡つて居る割合には、まだ一般家庭又は銀行會社等に於ける廢品の始末が案外いゝ加減に取扱はれて居る向もあるかと思はれるやうであります。戸棚の奥には何の役にも立たぬ古雜誌やボロ切れが押し込んであつたり會社の倉庫には古帳簿や壊れた備品が塵まみれになつて居つたり、道路の上には古釘やサイダーの栓があちこちに散らばつて居るといふ状態であります。廢品回収の實際はまだ充分なものではないと思はれるのであります。この點につきましてはドイツの徹底したやり

あります。故に戦時下の獨逸人は靴下一足ハンカチ一枚買ふにも先づ警察に出頭せねばならなかつたのであります。併し後十一月十二日には新法令に依り衣服類の割當制を實施し使用を極度に制限してゐます。又十月二日からは、即ち開戦後約一ヶ月の後からは、例へば料理屋へ行つて他人の御馳走になつても自分の食糧の切符を出さなければ料理を食べることが出來ない。斯様な状態になつたのであります。が、開戦後四年になる我が國の現状が餘りに悠長であることを痛感する次第であります。

一体何故廢品の回収が充分に行はれて居らぬかといへば、それは重要廢品の種類其の用途及び其の蒐集機構に關する知識が一般に普及して居らぬこと、各家庭に於て骨惜みせずに廢品をお國のお役に供するだけの認識が未だ不足してゐることに原因があると考へるのであります。元來廢品の再生事業は科學と技術との高度な發達に基くことが多く、例へば木綿のボロが原料となつてセルロイドが出來、代用品として重

方は大いに我々の参考とすべきものがあります。例へばライン地方の或る町では毎日工場や家庭から流し出します汚水の量が約七萬立方メートルあるさうであります。その汚水を淨化しまして七百キロの油、七千立方メートルの瓦斯を集め、之によつてその町の自動車を運轉して居る。又牛や豚を殺します所謂屠殺場から出ます一年約四十五萬トンの骨、此の骨から貴重な肥料や飼料を造り出したり、又骨と共に一緒に出て参ります血があるのであります。これが約一年に三萬トン、この三萬トンの血から高價な薬品や飼料を造ります等、廢品の利用は洵に徹底してゐるのであります。

今度の戦争に於きましてはドイツは開戦十二日目の九月十四日からは一週間に一人當り肉一ポンド、コーヒー二十グラム、バタ九十グラムに定められ、茶とか砂糖とか衣服等の日用品全部が切符制度になりまして、靴下一枚買はうとしても警察に出頭して品物のない事を誓約して後、始めて切符を手にする事が出来たので

重要なファイバーの原料となることや、又プリキ屑を電氣分解して表面の錫を取り、残つた屑鐵を以て鋼を製造することも未だ各家庭の一般常識となつて居らないやうであります。屑が如何にして生れ變るかの知識は今後なほ大いに普及に努める必要があると考へられます。

又、屑屋さんからどうして廢品が回収されるかと云ふことについても家庭の知識が充分でないと思ふのであります。即ち廢品蒐集機構に対する知識に缺けて居るのであります。即ち廢品蒐集にお話すれば皆さんの家庭から出た廢品の多くは、屑屋さんから問屋を経て結局鐵屑とか銅とか紙屑とか毛ボロとか屑ゴムとかの物資別に作られた全國一圓の統制機關に集中し、其處から一手に國家の必要とする方面に配給されてゐるのであります。つまり廢品買出入即ち屑屋さんは廢品回収といふ國策を擔當する立派な機關なのであります。つまり廢品回収といふ機関にし、或は巡回講座を開いて自ら素質の向上に努力する等皆さんの廢品提供を待機して居

る譯なのであります。

『活かせ廢品・興亞の資源』といふ極めて適切な標語がありますが、以上申します通り鐵、銅、ゴム、毛ボロ、綿ボロ、屑紙等いろいろの廢品は現在の我が國にとつては實に重要な資源なのであります。皆様が骨惜みをせず整理された折釘一本、古鍋一箇、ボロ切れ一枚は、正しく東亞新秩序建設の爲の一つの土臺石なのであります。どうか皆様が廢品回収の此の輝しい意味を理解せられ、不足資源補給の目的を國民一致の協力に依つて達成せられんことを望んで止まぬ次第であります。



### 歸郷後死歿軍人の

#### 遺族援護について

戰地又は事變地に於て傷痍疾病、或は戰地又

所管聯隊區司令官を通じて、遺族をしてこの恩典に漏れることのないやう措置せられることになつてゐる。

記

戰地又は事變地に於て得たる傷痍疾病、或は戰地又は事變地外に於ける事變勤務の爲得たる傷痍又は疾病に起因する死亡者にして、該死亡が傷痍に起因するものに在りては負傷の日より、疾病に起因するものに在りては罹病の日より三年以内のもの。

×

×

×

### 消化器の豫防



年 次

腸チフス

赤痢(疫痢を含む)

患者

死者

人口一萬に對する腸チフス、赤痢、患死者發生割合

◆消化器傳染病は國辱病  
消化器傳染病は昔から一種の野蠻病と相場が決つてゐて、其の多寡は其の都市なり國なりの

自昭和二年	至同年六年	五ヶ年平均	自昭和七年	至同年六年	五ヶ年平均
五、六三	一、〇二	六、二六	二、一三	一、八三	四、三〇
六、二二	一、二二	六、二二	六、二二	六、二二	六、二二
六、二二	一、二二	六、二二	六、二二	六、二二	六、二二

それ故彼の地から我國へ来る人々の中には、俄かにチフスの豫防注射を受けて来る者もあると云ふ有様で、之は丁度我々が満洲の奥地や戰禍の北支へ旅立つ矢先に俄かに種痘や豫防注射を行ふやうなもので、日本の内地が満洲の奥地にも比較して考へられるやうでは、文明國の体面上から見ても看過することの出來ぬ大問題である。

#### ◆消化器傳染病の豫防方法

消化器傳染病は充分豫防の出来る疾病であるにも拘らず、現在のやうに蔓延の状態を示してゐるのは何故であらうか。一口に云へば國民が衛生思想に乏しく、且つ衛生施設が不充分だからであり、國民が豫防方法の急所々々を捕へて之を實行しないからである。其の急所とは何であるか、次に其の大略を記して見やう。

#### 一 疾病の源である黴菌を根絶すること

##### イ 尿尿の合理的始末

元來チフス、赤痢の病原体は糞尿と共に病者の身体から排泄され、糞尿と共に四方に

播き散らされて病氣を廻めるのであつてチフス菌も赤痢菌も謂はば一種の糞虫である。總ての患者が全部届出されて合理的な處置を受けねば大部分の黴菌は根絶されてしまふ理窟であるが、患者と同様の危険ある數多い所謂保菌者の人々にまでは手が届かぬし、同じ患者でも病狀が軽くて診斷せられないものもあり、或は診斷がつくまでは一定の日時をも豫定せねばならぬこと等を考へ合せると、糞尿は依然として危險の源であり、其の合理的始末こそ本病豫防の根本である。

それに日本在來の汲取式便所を改良して都會のやうな水洗式となせば最も理想的であるが、此の場合には下水の處分方法を嚴重にせねばならぬし、且つ田舎にまで之が普及を望むことは困難である。

##### 二 粪尿と共に身体の外へ出た黴菌は不遇の境に落ちた状態で、追々と死滅して行くものであるから、此の自然の消毒作用を巧

みに應用した改良便所の普及は最も望ましい手頃な屎尿の處理方法と云ふことが出来る。併し改良便所の施設すらも出來なければ、汲み出した便を肥料溜へ貯へて充分腐熟させてから肥料に供したいものである。

ロ 患者は早期に洩れなく検出すること

患者の危険なことは前にも述べた通りであるが、早く發見して始末を付けることが先決問題で、患者自身も患者の側の者も常に「火事は小火の中に」と同様早期に退治するやう心掛け、苟くも一人ひそかに片付けてしまふやうな態度を取つてはならない。

#### 三 平素身心を健全にし黴菌が侵入しても身体

若し傳染病と決定したら早速入院して醫師

と看護婦に任せるのが一番良いので、入院治療は患者に對して必要であるばかりでなく豫防上にも好都合で、患者を病院に入れられた後を適當に消毒すれば全く安全となる譯である。一面市町村は常に傳染病院初め消毒機關のより良き整備に努力せねばならぬ

黴菌との接觸を断つこと

黴菌と接觸せぬためには患者と成るべく接觸せぬことが必要であつて、飲料水の改良、庖厨の改善、蠅の發生防止、食事前の手の洗滌、野菜の水洗を充分にし、危險な生食を避けること等廣範圍に屬する事項を勵行する。

元來第一の事項が勵行されるならば黴菌と接觸したくとも出來ない譯であるが、事實は多少の生き残りの黴菌も豫想されるし、殊に我國の現状の如く糞尿の始末が行き届かざる國情では、本項も亦傳染病豫防の一つの鍵である。

病原体が口から胃腸に侵入しても直に病氣を起すものではなく、黴菌の繁殖を許すから初めて疾病として頭角を現はして來るのである。暴飲、暴食、不良な飲食物等に依つて胃腸を弱らせて彼等をして乘じ易からしめないやうにし、更に進んでは一般衛生の改善に依つて全身の体力を強め、又豫防注射等を受けて人

工的に特殊抵抗力を増すことも大切である。以上の豫防方法は實行に移して初めて實を結ぶのであるから、百の說法より一の實行が大切であることを特に強調したいのである。

× × ×



### 在滿の本縣勤労奉仕隊より

日満を通ずる食糧飼料の增産を目的として之の生産作業等に勤労奉仕し、之が實踐を通じて青年の訓練及び大陸認識を與へ、以て日本青年の報國精神を昂揚させるため曩に満洲建設勤労

今回のやうな大旅は初めてでありまして、見るもの聞くもの大變参考になつた點が多くありました。殊に旅順に於ける戰跡視察は最も尊きものと喜んだ次第であります。

△  
次に任地薩爾圖に着きましてからの様子をお知らせ申上げたく思ひます。農場の大きさ場内の大きさ等は別に後報申上げると致しまして、煙の大きいことは遠に満洲國であると思ひました。一つの煙が五十町歩（併し之は一區割）で見渡す限り廣漠たる青野原であります。

煙には種々な作物が植へてある譯ですが、土地は豊沃であつて殆ど施肥の必要はありません。周圍二里の範圍が農場であり、採草地はそれ以外の四、五里の所にある譯ですから、我々が働きに行つたり或は坂るのには貨物自動車であります。

我々は朝五時起床、六時に朝食其の間朝の作業七時より作業開始、十一時作業中止と同時に晝食、午後二時まで休憩、二時より七時まで作業八時夕食九時に點呼、九時三十分消燈と云ふ業終了後一日の勞働で汗した体を手の切れるや工合で、作うな冷水で洗ふのは實に爽快なものであります。それから風呂に入つて其の日の疲れを癒すことになつて居りますが、我が鳥取縣隊員一同は非常な元氣で張り切つて居ります。

本日（七月二十四日）幅員十二メートルの道路に側溝上幅二メートル、底六十センチ、深さ一メートルの工築を行つたのであります。我が鳥取縣隊の働きは前期班のそれに較べて最も優秀なものであります。明後二十六日には我

が鳥取縣隊は此の工築作業をフキルム（拓務省の）に撮つて頂くことの命がありましたので、我々一同は此の光榮に感激し、短い期間ではありますか大いに頑張らうと誓ひ合つたのであります。

右のやうな譯で本縣の隊員は相當な成績を挙げつゝありますので、どうぞ此の旨を鳥取縣民にお傳へ願ひたいと思ひます。

何れ今後のことにつては後報致します。

× × ×

汗で報・國

貢蓄で護國

八月十四日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載內容左記ノ通  
週報第二〇〇城掲載內容

所 信 文部大臣 橋田邦彦

肥料統制について

世界最初の波洋爆撃

新考査法はどうだつた?

節米の實際を觀る

ハバナ汎米外相會議

蘭印とはどんなところか

新支那讀本(七)

教育

寫眞週報第二十九城掲載內容

表紙 赤蓮下たこの木繁る海邊

南方の共榮圈特輯

南方の共榮圈掲載內容

一 南方の共榮圈領印度一政府は去る八月一日東亞共榮圏を

確立することを中外に聲明しその第一着手として特派大使

を近く蘭印に派遣することとなつた

其榮圏の一環として日本と協力せしめることになつた世界

の寶庫蘭印とは

△スマトラ △ボルネオ △邦人の開拓者

一 海外通信一パリに溢れるドイツ兵

一 第三回全日本草刈競技大會一東京

昭和十五年八月十六日印刷

昭和十五年八月十六日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
所

具體策として全町内打つて一丸となり混食の方法、興亞料  
理の研究班を設け又材料の配給は全部町會で行つてゐる  
西も東も八・一日から生活の新体制を確立しませう

(大阪)題に放つて置くのは勿体ない限ミ大阪の町會の人  
達は葦原を見事農園に兒童遊園に造りあげました

葦原の浪花湯も時局色一猫の額程の地面でも荒れ放

（大阪）題に放つて置くのは勿体ない限ミ大阪の町會の人  
達は葦原を見事農園に兒童遊園に造りあげました

讀物ページ

○戰火の歐洲を覗ぶ一ベルリン、パリ、プラツセル一内閣  
情報部 書記官 本野盛一

○皇國の敵スベイを驅逐せよ!

○文部省推薦文化映画紹介

○治安便り

○次代國民の育て方(十七)

○海外小話

○寫眞週報問答